

第4回
美方町・村岡町・香住町合併協議会

会 議 資 料

平成16年2月9日(月)

美方町・村岡町・香住町合併協議会

第4回美方町・村岡町・香住町合併協議会会議次第

と き：平成16年2月9日(月)

ところ：美方町総合センター

1 開 会

2 会長挨拶

3 会議の成立

4 会議録署名委員の指名

5 議 題

(1) 報告事項

- | | |
|--------|----------------------------------|
| 報告第13号 | 第1回新町の事務所の位置等検討小委員会について |
| 報告第14号 | 第2回及び第3回新町の事務所の位置等検討小委員会について |
| 報告第15号 | 第1回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会について |

(2) 協議事項

- | | |
|--------|-----------------|
| 協議第19号 | 財産の取扱い(その1)について |
| 協議第20号 | 条例、規則等の取扱いについて |
| 協議第21号 | 慣行の取扱いについて |

6 その他

第5回協議会の開催について

- (1) 日 時 平成16年2月24日(火) 13:30~
- (2) 場 所 村岡町老人福祉センター
- (3) 協議事項(予定)

- | | |
|--------|-----------------|
| 協議第22号 | 一部事務組合等の取扱いについて |
| 協議第23号 | 公共的団体等の取扱いについて |
| 協議第24号 | 消防団の取扱いについて |

第6回協議会の開催について

- (1) 日 時 平成16年3月10日(水) 13:30~
- (2) 場 所 香住町文化会館

7 閉 会

会 議 資 料

資 料 索 引

| | | |
|--------|----------------------------------|-------------|
| 報告第13号 | 第1回新町の事務所の位置等検討小委員会について | P 1 ~ P 2 |
| 報告第14号 | 第2回及び第3回新町の事務所の位置等検討小委員会について | P 3 ~ P 5 |
| 報告第15号 | 第1回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会について | P 6 ~ P 7 |
| 協議第19号 | 財産の取扱い(その1)について | P 8 ~ P 10 |
| 協議第20号 | 条例、規則等の取扱いについて | P 11 ~ P 13 |
| 協議第21号 | 慣行の取扱いについて | P 14 ~ P 19 |

報告第13号

第1回新町の事務所の位置等検討小委員会について

第1回新町の事務所の位置等検討小委員会について報告する。

平成16年2月9日報告

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩 槻 健

第1回新町の事務所の位置等検討小委員会について

第1回新町の事務所の位置等検討小委員会について、同小委員会委員長から別紙のとおり報告があったので報告する。

平成 年 月 日承認

平成16年1月26日

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩槻 健 様

新町の事務所の位置等検討小委員会
委員長 藤原久嗣

第1回新町の事務所の位置等検討小委員会の報告について

第1回新町の事務所の位置等検討小委員会を1月24日に開催したので、美方町・村岡町・香住町合併協議会小委員会設置規程第6条の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

1. 報告事項

(1) 出席者

14名

(2) 協議事項について

委員長及び副委員長の選任について

| 職名 | 氏名 | 出身町 |
|------|---------|-----|
| 委員長 | 藤原久嗣 | 香住町 |
| 副委員長 | 谷 淵 栄 一 | 村岡町 |

小委員会の進め方について

協議内容を大きく 庁舎機能のあり方、 庁舎の位置の2つに分け、それぞれについておおよその方向を協議した段階で合併協議会（全体会）に報告し、その報告をもとに全員で協議することを確認した。

報告第14号

第2回及び第3回新町の事務所の位置等検討小委員会について

第2回及び第3回新町の事務所の位置等検討小委員会について報告する。

平成16年2月9日報告

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩 槻 健

第2回及び第3回新町の事務所の位置等検討小委員会について

第2回及び第3回新町の事務所の位置等検討小委員会について、同小委員会委員長から別紙のとおり報告があったので報告する。

平成 年 月 日承認

平成16年2月6日

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩槻 健 様

新町の事務所の位置等検討小委員会
委員長 藤原 久 嗣

第2回及び第3回新町の事務所の位置等検討小委員会の
報告について

第2回新町の事務所の位置等検討小委員会を1月27日に、第3回新町の事務所の位置等検討小委員会を2月5日に開催したので、美方町・村岡町・香住町合併協議会小委員会設置規程第6条の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

報告事項

1. 第2回新町の事務所の位置等検討小委員会（平成16年1月27日）

（1）出席者

14名

（2）協議事項

庁舎機能のあり方について

（3）協議経過

各庁舎において現地解決型の機能はどうあるべきか、業務、権限等に関し意見交換を行った。

現地解決型機能と合わせて、当地域の広さ、産業形態などを考慮し、本庁機能の一部を他の庁舎にも配置するべきかどうかについても、様々な角度から意見が出された。

次回の小委員会にこれらの意見を整理したものを報告するとともに、事務局で現地解決型業務に関する検討素案や先進事例を作成し、これらを参考にしながら具体的な論議を深めることとした。

2. 第3回新町の事務所の位置等検討小委員会（平成16年2月5日）

（1）出席者

15名

（2）協議事項

庁舎機能のあり方について（継続）

（3）協議経過

現地解決型機能について

現地解決型の機能について具体的な業務、権限、必要な職員数等に関し、事務局の検討素案などの資料説明を受けた後、各委員の質疑、意見交換を行った。

現地解決型業務体制については、住民サービスの低下をきたさないためには、極力、支所（地域局）に住民に対応する業務をおき、支所長に相応の権限を付与するとともに、必要な職員数も配置すべきであるとの共通した意見が出された。

分庁方式について

分庁方式については、いくつかの見解が示され、その内容を要約すると

- 1）3町は特に産業面での地域的特色があるので、地域の産業振興を図る観点から、分庁的なものを置くべきではないか。
- 2）新町の一体性の確立、行財政の効率化を図るため、分庁を作るにしても暫定的にすべきではないか。
- 3）可能な限り住民対応の可能な現地解決型体制の支所（地域局）を置くことによって、分庁方式を導入しなくてもよいのではないか。

（4）今後の協議の方向について

これまで3回開催した小委員会の経過を、全体会に報告し意見を求め、全体会での議論を踏まえて、次回の小委員会で方向性をまとめていくこととした。

報告第15号

第1回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討
小委員会について

第1回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会について報告する。

平成16年2月9日報告

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩 槻 健

第1回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会について

第1回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会について、同小委員会委員長から別紙のとおり報告があったので報告する。

平成 年 月 日承認

平成16年1月26日

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩槻 健 様

議会の議員及び農業委員会の委員の
任期等検討小委員会
委員長 石垣 健 三

第1回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討
小委員会の報告について

第1回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会を1月24日に開催したので、美方町・村岡町・香住町合併協議会小委員会設置規程第6条の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

1. 報告事項

(1) 出席者

13名

(2) 協議事項について

委員長及び副委員長の選任について

| 職 名 | 氏 名 | 出身町 |
|------|--------|-----|
| 委員長 | 石垣 健 三 | 村岡町 |
| 副委員長 | 朝倉 富 征 | 美方町 |

協議第19号

財産の取扱い(その1)について

財産の取扱い(その1)について提出する。

平成16年2月9日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩槻 健

| 協定項目 | 1 - (5) | 財産の取扱い |
|---|-----------|--------|
| <p>美方町、村岡町及び香住町が合併の日の前日において所有する財産及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。</p> | | |

平成 年 月 日確認・継続協議

参 考 資 料

| 協議項目 | 財産の取扱い(その1) | 協議細目 | 財産・債務(財産区については財産の取扱い(その2)とする) |
|--|--|------|-------------------------------|
| <p>原 則</p> <p>関連法令 (地方自治法第237条、238条、238条の4、238条の5抜粋)</p> | <p>新設合併の場合、合併関係市町村は消滅するため、各町が所有している財産の取扱いを明確にしておく必要がある。</p> <p>(財産の管理及び処分)</p> <p>第237条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。</p> <p>2 第238条の4第1項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。</p> <p>(公有財産の範囲及び分類)</p> <p>第238条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの(基金に属するものを除く。)をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不動産 2 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機 3 前2号に掲げる不動産及び動産の従物 4 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利 5 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利 6 株式、社債、地方債及び国債その他これらに準ずる権利 7 出資による権利 8 不動産の信託の受益権 <p>3 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。</p> <p>4 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することを決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一の公有財産をいう。</p> <p>(行政財産の管理及び処分)</p> <p>第238条の4 行政財産は、次項に定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲渡し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。</p> <p>2 行政財産である土地は、その用途又は目的を妨げない限度において、国、他の地方公共団体その他政令で定めるものに対し、政令で定めるところにより、これを貸し付け、又はこれに地上権を設定することができる。</p> <p>(普通財産の管理及び処分)</p> <p>第283条の5 普通財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲渡し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができる。</p> | | |

参 考 資 料

| 協議項目 | 財産の取扱い(その1) | | 協議細目 | 財産・債務(財産区については財産の取扱い(その2)とする) |
|------|-----------------------------|------------|--|-------------------------------|
| 先進事例 | 新市町名又は協議会名 | 合併年月日 | 調 整 内 容 | |
| | 養父市 (合併協定済み) | 平成16年4月1日 | 八鹿町、養父町、大屋町及び関宮町の所有する財産、施設及び債務はすべて新市に引き継ぐものとする。 | |
| | 朝来市 (継続協議中) | 平成17年3月31日 | 1. 財産及び債権・債務等の取扱いについて (1) 4町及び朝来郡広域行政事務組合の所有する公有財産及び債権・債務等については、生野町の所有する山林及び合併時に設置する生野町財産区の運営のための基金を除き、全て新市に引き継ぐものとする。 (2) 生野町の所有する山林(分収林契約含む)については、合併時に財産区を設置し、財産区管理会を設けて管理運営にあたる。 (3) 生野町の所有する山林についての財産区運営に必要となる経費に充てるために、合併時に基金を設置する。 2. 財産区について (1) 和田山町、山東町及び朝来町の財産区は新市に引き継ぐものとする。 また、生野町については、合併時に財産区(管理会)を設置し、新市に引き継ぐものとする。 | |
| | 北但合併協議会 (継続協議中) | 平成17年3月31日 | 合併の日の前日において豊岡市並びに城崎郡城崎町、竹野町及び日高町並びに出石郡出石町及び但東町が保有する財産及び債務等は、全てを新市に引き継ぐ。 1. 基金の取扱い 2. 地方債の取扱い 3. 未履行債務負担行為等の取扱い 4. 貸付金の取扱い 5. 出資及び出損金等の取扱い 6. 不動産の取扱い 7. 泉源等の取扱い | |
| | 浜坂町・温泉町 合併協議会 (継続協議中) | 平成17年3月1日 | 2町の所有する財産、公の施設及び債務はすべて新市に引き継ぐものとする。 (財産区の取扱いについては、今後協議される予定) | |

条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等の取扱いについて提出する。

平成16年2月9日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩槻 健

| 協定項目 | 3 - (2) | 条例、規則等の取扱い |
|---|-----------|------------|
| <p>美方町、村岡町及び香住町が制定している条例、規則については、次のとおりとする。</p> <p>1 条例、規則等の取扱いについては、合併協議会で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備する。</p> <p>(1) 合併と同時に町長職務執行者の専決処分により、即時に制定施行するもの(即時施行)</p> <p>(2) 合併後においても、一定の地域に当分の間、暫定的に施行するもの(暫定施行)</p> <p>(3) 合併後において、逐次制定し施行するもの(逐次施行)</p> | | |

参 考 資 料

| 協議項目 | 条例、規則等の取扱い | 協議細目 | | | |
|-----------------------------|--|------|-----|-----|------------|
| 原則 | <p>新設合併の場合、合併関係市町村は、消滅するため、各町村の条例・規則等は失効する。 また、合併と同時に消滅することとなる矢田川流域衛生一部事務組合の条例、規則等も失効する。 このため、新町において必要な条例・規則等は、原則として、新町において新たに制定し施行する必要がある。</p> | | | | |
| 現行各町の条例・規則等 | 現行各町の条例・規則等 | 町名 | 条例 | 規則 | その他 |
| | | 美方町 | 158 | 135 | 176 |
| | | 村岡町 | 172 | 131 | 247 |
| | | 香住町 | 159 | 122 | 285 |
| | 矢田川流域衛生 一部事務組合 | 19 | 9 | 9 | |
| | 計 | 508 | 397 | 717 | 合計件数 1,622 |
| 参考法令 地方自治法 第179条抜粋 | <p>第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条但書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会を招集する暇がないと認めるとき、又は議会において議決すべき事項を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 前二項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。</p> | | | | |
| 地方自治法施行令 第1条の2、 第3条抜粋 | <p>第1条の2 普通地方公共団体の設置があった場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であった者（地方自治法第152条又は第252条の17の8第1項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であった者を含む。）のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。</p> <p>第3条 普通地方公共団体の設置があった場合においては、第一条の二の規定により当該普通地方公共団体の長の職務を行う者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができる。</p> | | | | |

参 考 資 料

| 協議項目 | 条例、規則等の取扱い | 協議細目 | |
|------|------------|---|--|
| 先進事例 | 新市町名等 | 調 整 方 針 | |
| | 養父市 | <p>条例・規則の取り扱いについて</p> <p>4町が制定している条例・規則については、次のとおり調整する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 合併協議会で確認された事務事業に関する条例・規則等については、それぞれの調整方針に従って整理する。 2. 4町が同一又は1団体のみが制定している条例・規則等については、原則として現行のとおりとする。 3. 類似、相違又は数団体に制定されている条例・規則等については、いずれかを基本に調整統一する。 4. 条例・規則等の制定にあたっては、新市における事務事業に支障をきたさぬよう次の区分により整備するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 合併時に市長職務執行者の専決処分により即時制定し、施行させる必要のあるもの (2) 従来旧町で施行されていた条例・規則等を引き続き暫定施行させるもの (3) 合併後、逐次制定し施行させるもの (4) 廃止すべきもの | |
| | 朝来市 | <p>条例、規則等の制定にあたっては、各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの (2) 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの (3) 合併後、逐次制定し、施行するもの | |
| | 篠山市 | <ol style="list-style-type: none"> (1) 4町及び多紀郡広域行政事務組合が制定している条例、規則等については、同一又は1団体のみが制定しているものについては、原則として現行のとおりとする。 (2) 類似、相違又は数団体に制定されているものについては、いずれかを基本に調整統一し、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。 (3) 合併協議会で確認された事項については、それぞれの調整方針に従って整理する。 | |

協議第 2 1 号

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて提出する。

平成 1 6 年 2 月 9 日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会

会 長 岩 槻 健

| 協定項目 | 3 - (8) | 慣行の取扱い |
|--|-----------|--------|
| <p>美方町、村岡町及び香住町が実施している慣行については、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 町民憲章、宣言については、新町において検討する。2 町の花、町の木等の象徴的事項については、新町において検討する。3 町章については、新町において検討する。4 名誉町民制度については、新町において新たに制度を設ける。すでに各町でその称号を贈られている名誉町民は新町に引継ぐ。5 表彰については、新町において検討する。 | | |

平成 年 月 日確認・継続協議

参 考 資 料

| 協議項目 | | 慣行の取扱い | 協議細目 | 町民憲章、町の宣言、町の花・木・鳥・歌・音頭、町章 |
|------------------------------------|-------------|---|--|--|
| 原則 | | 新設合併の場合、関係市町村は消滅するため、町民憲章、町の宣言、町の花・木・鳥・歌・音頭、町章は失効する。 | | |
| 項目 | | 美方町 | 村岡町 | 香住町 |
| 町民憲章 | 制定時期 | 10月30日昭和49年 | 昭和47年6月 | 11月3日昭和50年 |
| | 趣 旨 | わたしたちは、美しい自然を愛し、お互いがほこりもち、豊かな住みよい町づくりとその発展をねがいこの町民憲章を制定します。 | 美しい山河と豊かな歴史のまち、村岡の町民がかくありたいと願い、それへの惜しみない努力を誓い、それが実現をかたく期して、ここに町民憲章を制定する。 | 美しい自然にはぐくまれたわたしたち香住町民は、この町に住むことに誇りを持ち、先人の歩みを正しく受け継ぎ、生きがいのある豊かな町づくりをめざしてここに町民憲章を定めま |
| | 内 容 | 1 人々が仲良く暮らし、おたがいのたちばを認めあい、真心のかよう町をつくりま | 1 子どもが、のびのびと育ち、その思い出を忘れないまち | 1 人を大切にし、心が通う明るいまち |
| | | 1 青少年の夢と希望が、かなえられ、老人が大切にされる町をつくりま | 1 若ものが、ここに生きることを喜び、ここに嫁ぐことを願うまち | 1 子どもが伸び伸びと育ち、年よりがしあわせに暮らせるまち |
| | | 1 仕事によるこびと生きがいもち、生産のたかまる町をつくりま | 1 みんなが、すこやかで、心も暖かく、暮らしの豊かな明るいまち | 1 文化を育て、体育の向上につとめるまち |
| | | 1 スポーツに親しみ、心身をきたえ健康で明るく長生きの出来る町をつくりま | 1 としよりが、ここにくらししたしあわせを感謝するまち | 1 海や山を愛し、美しい自然をそこなわな |
| 1 郷土を愛し、自然を守り、環境を整え安全で生きみなぎる町をつくりま | | 1 自然と伝統が守られ、ここを訪れる人が、親切に迎えられるまち | 1 心豊かに、みんな元気で働くまち | |
| 宣 言 | 制定時期 概要 | 12月18日平成13年 「恒久平和の町」 | | 9月27日平成5年 「部落差別撤廃都市宣言」 |
| 町の花 | 制定時期 花 名 | 10月30日昭和49年 しゃくなげ | 昭和47年6月 つつじ | 7月29日昭和50年 しゃくなげ・さつき |
| 町の木 | 制定時期 木 名 | 10月30日昭和49年 とち | 昭和47年6月 かつら | 7月29日昭和50年 しい |
| 町の鳥 | 制定時期 鳥 名 | 10月30日昭和49年 うぐいす | 平成13年10月 シジュウカラ | |
| 町の歌 | 制定時期 | 10月30日昭和49年 | 昭和48年10月 | 3月17日昭和55年 |
| 町音頭 | 制定時期 | 10月30日昭和49年 | | 3月17日昭和55年 |
| 町章 | 制定時期 | 昭和35年4月 | 昭和30年4月 | 10月1日昭和34年 |
| | 概 要 | 美方町の頭文字「み」を躍動的に図案化し、融和と団結、飛躍発展を象徴する。 | 村岡町の「ム」「ラ」を組み合わせを図案化し平和と団結、中央鋭角と右に伸びる翼で発展向上を表し、躍進村岡町の姿を象徴したものです。 | 「カスミ」の「カ」の文字を図案化したもので、丸く表示することによって融和を、先端両側の羽根は未来に向かって大きく躍進する町の姿を象徴するものである。 |

参 考 資 料

| 協議項目 | 慣行の取扱い | 協議細目 | 名誉町民 |
|-------------|--|---|------|
| 項 目 | 美方町 | 村岡町 | 香住町 |
| <p>名誉町民</p> | <p>美方町名誉町民条例</p> <p>1. 表彰対象者 本町の町民又は本町にゆかりの深い者で公共の福祉を増進し、又は文化の進展に寄与し、その功績が卓越であり、町民の尊敬の的と仰がれる者に対して、美方町名誉町民（以下「名誉町民」という。）の称号を贈り、その栄誉を顕彰する。（条例第1号）</p> <p>2. 町議会の同意 名誉町民は、町長が議会の同意を得て選定する。（第2条）</p> <p>3. 表彰式等 名誉町民には、顕彰状及び美方町名誉町民章を贈り、氏名及び事績の概要は町広報で公示する。（条例第3条）</p> <p>4. 被表彰者の待遇 (1) 町が行う儀式又は公式会合への招待 (2) 町公葬の礼 (3) その他町長が必要と認める待遇 （条例第4条）</p> <p>5. これまでの被表彰者 久保井一匡（1名）</p> | <p>村岡町名誉町民条例</p> <p>1. 表彰対象者 本町の町民又は本町に縁故の深い者で公共の福祉を増進し、又は文化の進展に貢献し、その功績が卓越であり町民の尊敬の的と仰がれる者に対して、村岡町名誉町民（以下「名誉町民」という。）の称号を贈り、その栄誉と顕彰する。（条例第1条）</p> <p>2. 町議会の同意 名誉町民は、町長が議会の同意を得て決定する。（条例第2条）</p> <p>3. 表彰式等 名誉町民には、顕彰状及び村岡町名誉町民章を贈り、氏名及び事績の概要は、町広報で公示する。（条例第3条）</p> <p>4. 被表彰者の待遇 (1) 町が行う儀式又は公式会合への招待 (2) 町公葬の礼 (3) その他町長が必要と認める待遇 （条例第4条）</p> <p>5. 称号の取消し規程も有り</p> | |

参 考 資 料

| 協議項目 | 慣行の取扱い | 協議細目 | 表彰 |
|------------------------|---|---|---|
| 項 目 | 美方町 | 村岡町 | 香住町 |
| <p>功労者表彰・ 一般表彰</p> | <p>1. 美方町表彰規則（昭和40年） 表彰の種類 規則上の区分なし 表彰の基準 (1)町長、助役、収入役及び教育長として8年以上在職した者 (2)議会議員として12年以上在職した者並びに議長として6年以上在職した者 (3)区長として6年以上在職した者 (4)地区役員として16年以上在職した者 (5)町の各機関の委員として12年以上在職した者。ただし、任命について 議会等の同意を得て選任された委員等は10年とする。 (6)町の職員として30年以上在職した者 (7)町内の産業に係る団体の役員として15年以上在職した者 (8)酒造杜氏として15年以上在職した者若しくは酒造従事者として35年以上在職した者 (9)町内の同一事業所に30年以上勤務した者。ただし、家族従事者は除く。10. 教職員として本町に25年以上在職した者 (11)消防団長、副団長及び分団長として12年以上在職した者 (12)消防、防災に貢献し、その功績が特にすぐれた者 (13)町内において事業所等を創設し、又は承継した者で20年を経過し、年間を通じて常用従事者5名以上を有する事業者 (14)社会福祉に貢献し、10年以上活動をつづけた者 (15)公共施設の建設整備について1000万円以上の金品又は物品の寄付をした者 * (1)～(11)の基準年数を定められた役職については退職した者とする。 事務の流れ ア各種団体長あてに表彰候補者の推薦依頼をする。(10月上旬) イ推薦書類の提出(10月15日まで) ウ推薦書類を参考に担当課(総務課)が候補者一覧表を作成し、表彰選考委員会に諮問。(10月中旬) エ表彰選考委員会(司会=助役) オ表彰者内定・決定(10月中旬) カ受賞者及び来賓への案内(10月中旬) キ表彰時期 毎年11月3日(規則第4条)。 方法 ア表彰状及び賞品を授与して行う。 イ約50名参加の表彰式典・祝賀会</p> | <p>1. 村岡町表彰規則（昭和50年） 表彰の種類 ア功労者表彰(自治功労・産業功労・教育文化功労・社会功労) イ団体表彰 ウ特別表彰 表彰の基準 ア自治功労(町長8年以上、議会議員12年以上、農業委員会の委員12年以上、任命について議会の同意を得て選任された各種委員並びに助役及び収入役12年以上、消防団長10年以上、地区の区長10年以上それぞれ在職した者) イ産業功労(産業に関する同一団体役員12年以上、同一事業所に25年以上勤務、その他産業の開発振興に功績) ウ教育文化功労(社会教育団体役員12年以上、学術文化の振興に功績) エ社会功労(民間にあって15年以上社会福祉施設を経営、社会福祉団体役員12年以上、社会福祉団体職員25年以上、保健衛生に関する同一団体役員12年以上、その他社会福祉、民生の安定に寄与し、及び衛生思想の普及指導、保健衛生の向上に功績) 団体表彰 「」の規程を準用して団体表彰有り。 特別表彰 公共施設又は公益のため100万円以上の金品の寄付者 表彰審査委員会 ア委員長・副委員長・委員 全体で9名(含む。助役・教育長) イ任期 2年 表彰事務の流れ ア各課に候補者の推薦依頼(課長会等を通じて) 8月上旬 イ推薦書類の提出 9月下旬 ウ担当課(総務課)の審査及び表彰審査委員会に諮問 エ表彰審査委員会 10月上旬 オ表彰者内定・決定 10月中旬 カ受賞者及び来賓への案内 10月中旬 キ表彰式 11月3日 方法 ア表彰状、記念品料を授与 イ約100名参加の表彰式典 ・住みよい地域環境づくりに貢献 ・日常生活において環境にやさしい活動を通じ環境保全に貢献 ・道路沿線の美化に貢献 ・森林の有する多面的機能を理解し、適切な森林整備活動を通じ環境保全に貢献 ・生活排水集合処理地区において接続率90パーセント以上を達成し、環境保全に貢献 ・その他、特に町長が必要と認めた場合</p> | <p>1. 香住町表彰規則（昭和50年） 表彰の種類 ア功労者表彰(自治功労・産業功労・社会功労・善行者) イ団体表彰 表彰の基準 ア自治功労(町長8年以上、助役及び教育長10年以上、議会議員及び監査委員12年以上、農業委員会委員及び教育委員会委員15年以上、選挙管理委員会委員、固定資産評価審査委員会委員及び附属機関委員18年以上、消防団長10年以上、消防副団長14年以上、地区の区長(300戸以上)10年以上、(100戸から300戸)12年以上、(100戸未満)14年以上それぞれ在職年数を満たした者) イ産業功労(産業(経済)団体の長として15年以上、これらの役員として25年以上在職し、その功績が顕著である者) ウ社会功労(民間にあって、社会福祉、保健衛生、教育、文化、体育等の団体長又は施設の長として15年以上、これらの団体及び施設の役員として25年以上在職し、その功績が顕著である者) エ善行者表彰(町の公益事業に尽力し又は公務を助力した者。300万円以上の現金又は300万円以上に評価される土地、建物その他の物件若しくはこれらを併せ寄附した者。人名救助又は災害防止活動等に貢献した者。身体障害者又は母子家庭等恵まれない環境にあり、困難を克服し他の模範となった者。徳行がすぐれ、他の模範となった者) 団体表彰 「イ、ウ、エ」の規程を準用して団体表彰有り。 表彰審査委員会 ア委員長・副委員長・委員 全体で10名以内 イ任期 2年 表彰事務の流れ ア各課に候補者の推薦依頼(課長会等を通じて) 9月 イ推薦書類の提出 10月下旬 ウ担当課(総務課)の審査及び表彰審査委員会に諮問 エ表彰審査委員会 11月中旬 オ表彰者内定・決定 11月下旬 カ受賞者及び来賓への案内 12月上旬 キ表彰式 1月6日(年賀交歓会) 方法 ア表彰状、記念品料を授与(自治・産業・社会功労は門標及びバッジも有り) イ約150名参加</p> |

参 考 資 料

| 協議項目 | 慣行の取扱い | 協議細目 | 表彰 |
|----------------------------------|--------|--|--|
| 項 目 | 美方町 | 村岡町 | 香住町 |
| <p>功労者表彰・ 一般表彰 (つづき)</p> | | <p>2. 村岡町つつじ賞(昭和57年) 表彰の種類 善行表彰、地域文化表彰 表彰の基準 ア善行表彰 ・身体の障害を克服し、他の模範となる者 ・身の危険をかえりみず人命を救助し、又は消防、水防その他の災害の防護若しくは復旧に貢献した者 ・満18歳未満の児童で、恵まれない環境の中において家庭生活の中心となり、努力心身ともにすぐれた模範となる者 ・その他徳行、篤行、善行が特にすぐれた、他の模範となる者 イ地域文化表彰 ・明るく楽しい生活環境をつくりだす善行 ・自治及び社会奉仕活動を通じ、明るく住みよい地域社会づくりに貢献 ・連帯の輪を広げ、自治意識づくりに貢献 ・地域の伝統・文化及び芸術文化の継承と保存並びに振興と普及に貢献 ・地域の文化団体等の育成指導に貢献 ・地域・職域社会の連帯意識づくりに貢献 ・県大会以上の大会において優秀な成績を収めた者 ・スポーツ活動の振興と普及に貢献 ・その他特に町長が必要と認めた場合 表彰事務の流れ ・推薦及び事実確認 随時 ・表彰調書の作成 ・表彰決定 内部決裁 表彰の方法 ・随時町長室で ・賞状及び盾の授与 3. 村岡町かつら賞(平成14年) 表彰の種類(細分化なし。団体表彰含む。) 表彰の基準 ・人と自然が共生する活動を通じ自然環境の保護に貢献 ・住みよい地域環境づくりに貢献 ・日常生活において環境にやさしい活動を通じ環境保全に貢献 ・道路沿線の美化に貢献 ・森林の有する多面的機能を理解し、適切な森林整備活動を通じ環境保全に貢献 ・生活排水集合処理地区において接続率90パーセント以上を達成し、環境保全に貢献 ・その他、特に町長が必要と認めた場合 表彰事務の流れ ・表彰規則に準ずる。 表彰の方法 ・表情規則による場合と同じ。</p> | <p>2. 香住町区長功労者表彰 表彰の種類 ・区長功労者表彰 表彰の基準 ア功労者表彰 ・区長の職にありその功績顕著な者で、基準在職期間を満たした者。区長として町行政に協力し、その功績が特に顕著な者 (世帯数20未満12年以上、世帯数20以上50未満10年以上、世帯数50以上100未満9年以上、世帯数100以上200未満8年以上、世帯数200以上300未満7年以上、世帯数300以上400未満6年以上、世帯数400以上5年以上) 表彰事務の流れ ・表彰調書の作成 10月上旬 ・表彰決定 内部決裁 10月中旬 表彰の方法 ・毎年区長会総会に表彰 ・賞状及び記念品の授与</p> |

参 考 資 料

| 協議項目 | 慣行の取扱い | 協議細目 | 表彰 |
|----------------------------------|--------|--|-----|
| 項 目 | 美方町 | 村岡町 | 香住町 |
| <p>功労者表彰・ 一般表彰 (つづき)</p> | | <p>4. 村岡町しじゅうから賞(平成14年)</p> <p>表彰の種類 ア子育て表彰 イ子育て表彰 (細分化なし)</p> <p>表彰の基準(団体表彰共) ア子育て表彰</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てのための、読書活動、ふるさと教育、サークル活動、ボランティア活動等の普及推進に貢献 ・子育て支援のための、情報発信、意見提案、体験発表などで他の模範となるもの ・社会的規範づくりの醸成に貢献 ・動物愛護活動に貢献 ・その他、特に町長が必要と認めた場合 <p>イ子育て表彰の基準(団体表彰共)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・永年にわたりボランティア活動を実践した子ども ・本をたくさん読んだ子ども ・県大会以上の大会において優秀な成績を収めた子ども ・動物愛護活動を実践している子ども ・その他、特に町長が必要と認めた場合 <p>表彰事務の流れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表彰規則に準ずる。 ・表彰の方法 ・表情規則による場合と同じ。 | |

参 考 資 料

| 協議項目 | 慣行の取扱い | 協議細目 | 町民憲章、町の宣言、町の花・木・鳥・歌・音頭、町章、名誉町民、表彰 |
|------|--------|---|-----------------------------------|
| 先進事例 | 新市町名等 | 調 整 方 針 | |
| | 養父市 | 1 市木・市花については、新市移行後、速やかに調整する。 2 市章については、新市移行後、速やかに調整する。 3 市歌、市音頭については、新市移行後、速やかに調整する。 4 市民憲章については、新市移行後、速やかに調整する。 | |
| | 朝来市 | 1 市の花、木、歌については、新市において市民意識の醸成ができた段階で、市制5周年記念時までまでに定める。 2 市の鳥については、新市において検討する。 3 市章については、新市名等を考慮し、合併後すみやかに定める。 4 名誉市民制度については、新市において新たに創設する。すでに、各町でその称号を贈られている名誉町民は、新市に引継ぐ。 5 市表彰について (1) 公共の福祉増進に功労のあった者、その他広く市民の模範となるべき者等を表彰するため、新市において市政功労者表彰の制度を設ける。なお、市職員の永年勤続による功労者表彰の制度を設ける。 (2) 市政の振興、発展に貢献した者を表彰するため、新市において市政功労者表彰の制度を設ける。なお、市職員の永年勤続による功労者表彰は廃止する。 6 市民憲法について (1) 新市のまちづくりの基本方針や理念を明文化した市民憲章を合併後すみやかに策定する。 | |
| | 篠山市 | 町章、町民憲章、町木、町花及び町歌については、新町において新たに定めるものとする。 宣言及び表彰については、新町において調整するものとする。 | |